

公示

平成 30 年度海洋水産資源開発事業（定置網：高知県鈴地区）に係る「設置型魚群探知機調査で得られるデータを用いた魚群の定量化及び小型船舶を用いた計量魚群探知機調査による魚群来遊量把握」に関する委託事業委託先の公募について

国立研究開発法人水産研究・教育機構では、「平成 30 年度海洋水産資源開発事業（定置網：高知県鈴地区）に係る「設置型魚群探知機調査で得られるデータを用いた魚群の定量化及び小型船舶を用いた計量魚群探知機調査による魚群来遊量把握」に関する委託事業」について、実施者を募集します。本委託業務の受託を希望される方は、下記に従いご応募下さい。

記

（1）事業名

平成 30 年度海洋水産資源開発事業（定置網：高知県鈴地区）に係る「設置型魚群探知機調査で得られるデータを用いた魚群の定量化及び小型船舶を用いた計量魚群探知機調査による魚群来遊量把握」に関する委託事業

（2）事業実施の目的及び概要

①目的

本委託事業は、高知県幡多郡黒潮町鈴の定置網漁業を対象として、当該漁業にどのような改善の可能性があるかを把握するための基礎調査として実施するものである。

鈴定置網周辺において設置型魚群探知機を用いた魚群来遊量のリアルタイム監視を実施するが、その際得られるデータ（エコーグラム）を基に来遊した魚群の定量化を行い、時間帯、季節などの違いによる魚群来遊量の変化を把握する。また、沖合漁場の有効性を定量的に検討する際の基礎資料を得ることを目的として、既存の漁場と沖合漁場とで魚群来遊量を比較する。一方、設置型魚群探知機は点での観測となる。そこで、魚群の水平的な分布状況及び魚群の定置網への来遊経路を把握することを目的とし、船舶を用いた計量魚群探知機調査を実施する。

②概要

「設置型魚群探知機調査で得られるデータを用いた魚群の定量化」、「小型船舶を用いた計量魚群探知機調査による魚群来遊量把握」に係る研究を実施する。

(3) 予算規模

予算額（契約限度額）は、上限 5,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）を予定

(4) 選定対象者数

本委託事業は、(2) に定める全ての事業を実施できる 1 者を選定するものとする。

(5) 応募資格

本ホームページに掲載する応募要領[PDF]をご参照下さい。

(6) 契約期間

契約期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(7) 参加表明書に関する事項

本委託事業への参加を希望する者は、本ホームページに掲載する応募要領を参照のうえ、申請してください。

<募集期間等>

平成 30 年 2 月 28 日から平成 30 年 3 月 14 日までの 14 日間

受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

受付時間：10：00～12：00 及び 13：30～16：30

(8) 応募に係る事業等の内容について

本事業に関する内容は、本ホームページに掲載する応募要領[PDF]をご参照ください。

(9) 応募・照会窓口

〒220-6115

神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3

クイーンズタワー B 15 階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター

開発業務課 支援係 木村 学

電話：045-227-2728

FAX：045-227-2705

平成 30 年度海洋水産資源開発事業（定置網：高知県鈴地区）に係る「設置型魚群探知機調査で得られるデータを用いた魚群の定量化及び小型船舶を用いた計量魚群探知機調査による魚群来遊量把握」に関する委託事業応募要領

1. 事業名

平成 30 年度海洋水産資源開発事業（定置網：高知県鈴地区）に係る「設置型魚群探知機調査で得られるデータを用いた魚群の定量化及び小型船舶を用いた計量魚群探知機調査による魚群来遊量把握」に関する委託事業

2. 事業実施の目的及び概要

①目的

本委託事業は、高知県幡多郡黒潮町鈴の定置網漁業を対象として、当該漁業にどのような改善の可能性があるかを把握するための基礎調査として実施するものである。

鈴定置網周辺において設置型魚群探知機を用いた魚群来遊量のリアルタイム監視を実施するが、その際得られるデータ（エコーグラム）を基に来遊した魚群の定量化を行い、時間帯、季節などの違いによる魚群来遊量の変化を把握する。また、沖合漁場の有効性を定量的に検討する際の基礎資料を得ることを目的として、既存の漁場と沖合漁場とで魚群来遊量を比較する。一方、設置型魚群探知機は点での観測となる。そこで、魚群の水平的な分布状況及び魚群の定置網への来遊経路を把握することを目的とし、船舶を用いた計量魚群探知機調査を実施する。

②概要

受託者は、上記目的のために、「設置型魚群探知機調査で得られるデータを用いた魚群の定量化」及び「小型船舶を用いた計量魚群探知機調査による魚群来遊量把握」について以下の調査、研究を実施する。なお、応募者から申し出があれば、国立研究開発法人水産研究・教育機構開発調査センター資源管理開発調査グループにおいて、本事業にかかる漁獲状況等の情報を参考資料として閲覧できるものとする。

(1) 設置型魚群探知機調査で得られるデータを用いた魚群の定量化

1) 調査概要

開発調査センターが実施する設置型魚群探知機調査で得られたエコーグラムを基に、来遊した魚群の定量化を行う。

2) 調査期間

平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月

3) 調査方法及びデータ処理

設置型魚群探知機調査において、リアルタイムに転送されたエコーグラム情報により、魚群量（指数）を推定する。これを調査期間中、通常漁場及び沖合（に想定される）漁場の複数ヶ所から得られるデータについて実施する。

(2) 小型船舶を用いた計量魚群探知機調査による魚群来遊量把握

1) 調査概要

設置型魚群探知機は点での観測となることから、船舶を用いた計量魚群探知機調査を実施し、二次元的な魚群分布豊度を把握し、併せて魚群の来遊経路を推定する。調査地で計量魚群探知機調査を実施する場合、定置網設置場所周辺の水深が浅いことから大型船舶の使用が難しく、漁業調整上の問題から鈴地区以外の漁船の使用が難しい。

そこで、同地区の漁船（小型船舶）でも使用が可能なポータブル計量魚群探知機（38

k Hz、120 k Hz) を用い、調査を実施する。

2) 調査期間

平成 30 年 5 月 (10 日間)

3) 調査方法

春季 (4-6 月) の期間中に各 1 回 (10 日間程度)、用船した漁船にポータブル計量魚群探知機を搭載し、鈴沖 (興津岬から井の岬間) に予め設定した調査ライン上を航行し、音響データを取得する。可能であれば昼夜、朝夕別に調査を行い、魚群増集状況の日周変化等を追跡する。

得られたデータについては、別に開発調査センターが実施する魚種判別調査及び定置網漁獲物により魚種及びサイズ確認を行い、可能な魚種については新規又は既存のターゲットストレングス情報を用い、調査時の分布魚群量を推定する。また、魚群の分布状況と他の調査で得られた海底地形及び海況データと合わせて、当該漁場における魚群の来遊経路を把握する。

3. 予算規模

予算額 (契約限度額) は、上限 5,000,000 円 (消費税額及び地方消費税額を含む) を予定する。

4. 委託事業実施期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日

5. 選定対象者数

本委託事業は、1 及び 2 に定める全ての事業を実施できる 1 者を選定するものとする。

6. 選定対象者数

資格を有する者は、次の①及び②の双方に該当する者とする。

①対象者

独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、民間団体 (公益法人を含む)、民間企業

②参加資格

次の各号の全てに該当する者

- 1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規定 (平成13年 4 月 1 日付け13水研第65号) 第12条第 1 項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- 2) 平成 28・29・30 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格または全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」または「その他」で「A」、「B」、「C」または「D」いずれかの等級に格付けされた者であること。ただし、地方公共団体を除く。
- 3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- 5) 本委託事業に関するノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な人員を有している者。

6) 本委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有している者。

7. 契約期間

契約期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

8. 参加表明書に関する事項

本委託事業への参加を希望する者は、参加表明書（応募要領様式第 1 号）を 22. の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。なお、郵送により提出する場合は次の期間必着とする。

< 募集期間等 >

平成 30 年 2 月 28 日から平成 30 年 3 月 14 日までの 14 日間

受付曜日：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

受付時間：10:00～12:00 及び 13:00～16:30

9. 応募に係る説明会の開催について

本委託事業に関する説明会への出席を希望する者は、平成 30 年 3 月 7 日に説明会を開催するので、「事業企画に関する説明会出席届」（応募要領様式第 2 号）を平成 30 年 3 月 5 日までに 22. の「応募・照会等窓口」へ提出すること。

10. 応募する企画提案（企画提案書）の内容

① 8. の参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）は、「企画提案書」（応募要領様式第 3 号）を作成するものとする。

② 企画提案書には次の項目及び内容を提案するものとする。

1) 事業計画、実施体制、実施スケジュール及び内容を提案するものとする。

2) 見積書（積算内訳）（応募要領様式第 4 号）

3) 購入（予定）物品一覧（応募要領様式第 5 号）

11. その他提出書類

参加者は、企画提案書及び見積書（積算内訳）の他、次に掲げる書類を提出するものとする。

① 国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写し

② 過去の事業実績等（様式任意）

③ その他参考となる資料

④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者は、基準適合認定通知書等認定について企画提案書に記載のうえ、認定状況のわかる資料

※ えるぼし認定企業について、1 段階目及び 2 段階目の場合は、労働時間等の働き方に係る基準は満たすこととし、行動計画の場合は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る

(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

12. 企画提案書及びその他の書類の提出期限・提出先・提出部数

- ①参加者は、企画提案書及びその他書類（以下「企画提案書」という。）を1部、平成30年3月14日までに郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- ②提出する企画提案書等は、1者につき1点に限る。また、企画提案書等を上記期日までに提出しなかった参加者については、失格とする。

13. 審査方法

①企画提案会

- 1) 企画提案書等の審査を行うため、必要に応じて、参加者が企画提案書等の内容について説明する企画提案会を開催することがある。開催するときは開催日時及び場所等の詳細を参加者に対して連絡する。
- 2) 前項の企画提案会への出席を拒んだ参加者は失格とする。

②契約候補者の選定等

企画提案会での説明を踏まえ、提出された企画提案書を14.の審査基準に基づいて採点・審査を行い、満点の6割以上の点数で、かつ、最高点数の応募者を委託契約予定者として採択する。

なお、審査は非公開とする。

14. 審査基準

企画提案書等の採点及び契約候補者の選定は以下の基準に従って行う。

①応募資格

6.の応募基準を満たしているか（満たしていない場合は失格）。

②経理処理能力の有無：0～5点

本委託事業の目的を達成するための、管理部門の構成は適切か。また、専属の担当を決められるか。

③事業の理解度：0～15点

本委託事業の目的を的確に理解しているか。

④事業の実施手順：0～15点

本委託事業の実施手順及び各項目の必要日数は適切か。

⑤事業実施に関する知見：0～15点

本委託事業を適切に実施するうえで必要な知見・知識を有しているか。

⑥事業の実施計画：0～15点

本委託事業の目的に対して実施計画は適切か。

⑦経費の妥当性：0～10点

事業にかかる経費が事業内容と比較して適切かどうか。

⑧事業目的達成の実現度：0～20点

以上を勘案の結果、事業目的の達成の実現度はどれくらいか。

⑨ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により点数を付与する。）：0～5点

15. 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に通知する。

16. 企画提案に要する費用の負担
企画提案に要する費用は参加者が負担する。
17. 企画提案書等の返却の可否等
①提出された企画提案書等は返却しない。
②企画提案書等は採点等本委託事業にかかる事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
18. 企画提案書等に使用する言語
企画提案書等に使用する言語は日本語とする。
19. 成果品（著作権等）の帰属
本委託事業にかかる研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）は、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長が継承するものとする。
①特許を受ける権利または当該権利に基づく特許権
②実用新案登録を受ける権利または当該権利に基づく特許権
③意匠登録を受ける権利または当該権利に基づく意匠権
④品種登録を受ける地位または育成者権
⑤著作権
20. その他
本委託事業にかかる契約は、委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第、国立研究開発法人水産研究・教育機構との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。
21. 契約に係る情報の公表
(1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
^{※注2}
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び

当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

22. 応募・照会窓口

〒220 - 6115

神奈川県横浜市西区みなとみらい2 - 3 - 3

クイーンズタワーB 15 階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター

開発業務課 支援係 木村 学

TEL : 045 - 227 - 2728

FAX : 045 - 227 - 2705